

板橋区地域防災計画 (素案)

(令和5年度改定)

板橋区

はじめに



区長挨拶がはいます

令和6年 月

板橋区長

坂本 健

目次

第1部 総則

第1章	地域防災計画の概要	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の性格	1
第3	計画の前提	2
第4	計画の構成	3
第5	計画の習熟	3
第6	計画の修正	3
第7	他の法令に基づく計画との関係	4
第2章	板橋の現状と被害想定	5
第1節	板橋の概況	5
第1	地勢の概要	5
1	位置	5
2	地形	5
3	地質	5
第2	河川	5
1	荒川	5
2	荒川支流	5
第3	面積及び人口	8
1	面積と人口	8
2	昼夜間人口	8
第4	産業及び生活環境（板橋区の統計 令和4年版）	9
1	産業別の概要	9
2	土地利用状況	9
3	上下水道	10
4	道路	10
5	公園	10
6	医療施設	10
第2節	風水害の概況	11
1	昭和20年代の水害	11
2	都市型水害の発生	11
3	集中豪雨による被害	12
第3節	板橋区の地域特性	13
1	人口分布	14
2	東京都緊急輸送道路ネットワーク図	15
3	鉄道網と駅	16
4	土地利用状況	16
5	補正不燃領域率	17
第4節	被害想定	18

第1	地震災害	18
1	前提条件	18
2	考慮する想定地震	18
3	気象条件等	18
4	想定結果の概要（首都直下地震等による東京の被害想定より）	19
5	震度分布図（多摩東部直下地震（M7.3））	20
6	液状化危険度分布（多摩東部直下地震（M7.3））	20
7	急傾斜地崩壊危険度ランク（多摩東部直下地震（M7.3））	21
8	全壊棟数分布（多摩東部直下地震（M7.3））	21
9	焼失棟数分布（多摩東部直下地震（M7.3））	21
10	身の回りで起こり得る被害の様相	22
第2	風水害	22
1	前提条件	22
2	想定される被害の概要	22
3	荒川洪水浸水想定結果における浸水想定区域および家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	23
4	荒川洪水浸水想定結果における浸水継続時間	23
第3章	河川、下水道等の整備概要	24
第1節	河川	24
第1	荒川	24
第2	荒川支流	24
1	新河岸川及び白子川	24
第2節	下水道	26
第1	区部の下水道	26
第2	排水機所	27
第3	移動式排水ポンプ保有状況	28
第4	浸水対策	28
1	土のうステーションの設置	28
第4章	被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）	29
第1	区における災害時の課題	29
第2	区の減災目標	29
第5章	複合災害への対応	34
第1節	複合災害による被害の様相	34
第2節	複合災害に備え留意すべき事項	35
第6章	各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ	36

第2部 区等の基本的責務と役割

第1章	区等の基本的責務と役割	39
第1節	基本理念及び基本的責務	39
第1	決意と基本理念	39
第2	基本的責務	40
1	区民の責務	40
2	事業者の責務	40
3	区の責務（板橋区防災基本条例第6条～第8条）	41
第2節	区及び関係各機関の役割	42
第1	板橋区の役割	42
第2	板橋区災害対策本部の役割	43
1	板橋区災害対策本部の組織	43
2	本部長室	44
3	各部	46
第3	東京都の役割（東京都地域防災計画より）	57
第4	都関係機関（東京都地域防災計画より抜粋）	58
第5	指定地方行政機関	59
第6	自衛隊（東京都地域防災計画より）	60
第7	指定公共機関（東京都地域防災計画より）	61
第8	指定地方公共機関（東京都地域防災計画より）	62
第9	その他区長が必要と認める機関（東京都地域防災計画より）	62
第10	区民・事業所のとるべき措置（板橋区防災基本条例より）	62
第11	災害緊急事態の布告	63

第3部 災害予防計画

第1章	区民と地域の防災力向上	65
第1節	自助による区民の防災力向上	65
第1	区民による自助の備え	65
第2	防災意識の啓発	66
第3	防災教育・防災訓練の充実	71
第4	外国人支援対策	74
第2節	地域による共助の推進	75
第1	対策内容と役割分担	75
第2	詳細な取組内容	76
第3節	マンション防災における自助・共助の構築	81
第1	マンション居住者による自助・共助の備え	81
第2	防災意識の啓発	81
第3	防災教育・防災訓練の充実	81
第4節	消防団の活動体制の強化	82
第1	対策内容と役割分担	82
第5節	事業所による自助・共助の強化	83
第1	対策内容と役割分担	83
第2	詳細な取組内容	83
第6節	ボランティアとの連携	86
第1	一般ボランティアの活動支援に係る関係機関等との連携	86
第7節	区民・行政・事業所等の連携	88
第1	対策内容と役割分担	88
第2	詳細な取組内容	88
第2章	水害予防対策	89
第1節	豪雨対策	89
第1	東京都豪雨対策基本方針	90
第2	河川の整備	90
第3	雨水流出抑制施設の整備	91
第4	下水道の整備	94
第5	豪雨対策の重点的な実施	94
第6	住民への洪水情報の提供	95
第7	浸水想定区域の指定及び水深の公表	95
第8	浸水想定区域における避難体制確保	96
第9	地下空間への浸水被害対策	97
第10	洪水ハザードマップ等の作成・公表	97
第11	避難体制等の整備・確立	99
第12	広報・啓発	100
第13	下水道におけるリスクコミュニケーションの充実	100
第2節	土砂災害対策	101
第1	がけ崩れ対策	101

第3節	土砂災害に関するソフト対策	103
第1	土砂災害防止法	103
第2	土砂災害警戒区域等の指定	103
第3	土砂災害警戒情報の提供	103
第4	避難体制等の整備・確立	105
第3章	噴火降灰事前対策	106
第1節	区民等の防災行動力の向上	106
第2節	火山降灰対策用資機材の備蓄	107
第4章	安全な都市づくりの実現	108
第1節	安全に暮らせる都市づくり	108
第1	市街地（木造住宅密集地域を含む。）の不燃化促進	108
第2	河川管理施設等の整備	110
第3	高層建築物における安全対策	110
第4	がけ・擁壁、ブロック塀等崩壊防止、土石流、地すべり等の防止	111
第2節	建築物の耐震化及び安全対策の促進	113
第1	建築物の耐震化の促進	113
第2	エレベーター対策	116
第3	落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止	117
第4	文化財施設の安全対策	118
第3節	社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備	120
第1	対策内容と役割分担	120
第2	詳細な取組内容	120
第4節	液状化、長周期地震動への対策の強化	121
第1	液状化対策の強化	121
第2	長周期地震動対策の強化	122
第5節	出火、延焼等の防止	123
第1	消防水利の整備、防火安全対策	123
第2	危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化	123
第3	危険物等の輸送の安全化	126
第5章	安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	128
第1節	道路及び交通施設等	128
第1	道路・橋りょう	128
第2	鉄道施設	131
第3	河川等	131
第4	緊急輸送ネットワークの整備	131
第2節	ライフライン施設	133
第1	電気施設（東京電力グループ）	133
第2	ガス施設（東京ガスグループ）	134
第3	通信施設	134
第4	水道施設	135
第5	下水道施設	135

第6	ライフライン事業者との連絡体制の強化	136
第7	ライフラインの復旧活動拠点の確保	136
第8	エネルギーの確保	136
第6章	広域的な視点からの応急対応力の強化	138
第1節	初動対応体制の整備	138
第1	対策内容と役割分担	138
第2	詳細な取組内容	138
第2節	業務継続体制の確保	142
第1	対策内容と役割分担	142
第2	詳細な取組内容	142
第3節	消火・救助・救急活動体制の整備	144
第4節	広域連携体制の構築	145
第1	交流自治体との協定	145
第2	特別区間における協定	145
第3	民間団体等との協定	145
第4	ボランティアセンターと連携したボランティアの受入れ	146
第5節	応急活動拠点の整備	147
第1	対策内容と役割分担	147
第2	詳細な取組内容	147
第6節	その他区立施設の整備	149
第7章	情報通信の確保	150
第1節	防災機関相互の情報通信連絡体制の整備	150
第1	対策内容と役割分担	150
第2	詳細な取組内容	150
第2節	区民等への情報提供体制の整備	155
第1	対策内容と役割分担	155
第2	詳細な取組内容	156
第3節	区民相互の情報連絡等の環境整備	157
第1	対策内容と役割分担	157
第2	詳細な取組内容	157
第8章	医療救護・保健等対策	158
第1節	初動医療体制等の整備	158
第1	情報連絡体制等の確保	158
第2	医療救護活動等の確保	158
第3	負傷者等の搬送体制の確保	159
第4	防疫体制の整備	160
第2節	医薬品・医療資器材の確保	161
第1	対策内容と役割分担	161
第2	詳細な取組内容	161
第3節	医療施設の基盤整備	163
第1	対策内容と役割分担	163

第 2	詳細な取組内容	163
第 4 節	遺体の取扱い	165
第 1	対策内容と役割分担	165
第 9 章	帰宅困難者対策	166
第 1 節	東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底	166
第 1	対策内容と役割分担	166
第 2	詳細な取組内容	167
第 2 節	帰宅困難者への情報通信体制整備	175
第 1	対策内容と役割分担	175
第 2	詳細な取組内容	175
第 3 節	一時滞在施設の確保	176
第 1	対策内容と役割分担	176
第 2	詳細な取組内容	177
第 4 節	帰宅支援のための体制整備	181
第 1	対策内容と役割分担	181
第 2	詳細な取組内容	181
第 10 章	避難者対策	185
第 1 節	避難体制の整備	185
第 1	対策内容と役割分担	185
第 2	詳細な取組内容	185
第 2 節	避難所・避難場所等の指定・安全化	191
第 1	対策内容と役割分担	191
第 2	詳細な取組内容	191
第 3 節	避難所の管理運営体制の整備等	198
第 1	対策内容と役割分担	198
第 2	詳細な取組内容	198
第 4 節	車中泊	201
第 1	対策内容と役割分担	201
第 2	詳細な取組内容	201
第 11 章	物流・備蓄・輸送対策の推進	202
第 1 節	食料及び生活必需品等の確保	202
第 1	対策内容と役割分担	202
第 2	詳細な取組内容	202
第 2 節	飲料水及び生活用水の確保	207
第 1	対策内容と役割分担	207
第 2	詳細な取組内容	207
第 3 節	備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	211
第 1	対策内容と役割分担	211
第 2	詳細な取組内容	211
第 4 節	輸送体制の整備	213
第 1	対策内容と役割分担	213

第 2	詳細な取組内容	213
第 5 節	輸送車両等の確保	214
第 1	対策内容と役割分担	214
第 2	詳細な取組内容	214
第 12 章	放射性物質対策	216
第 1 節	情報伝達体制の整備	216
第 1	対策内容	216
第 2 節	都民・区民への情報提供等	216
第 1	対策内容	216
第 3 節	都放射線等使用施設の安全化（再掲：第 3 部第 4 章第 5 節）	217
第 1	対策内容と役割分担	217
第 13 章	区民の生活の早期再建	218
第 1 節	生活再建のための事前準備	218
第 1	対策内容と役割分担	218
第 2	詳細な取組内容	219
第 2 節	トイレの確保及びし尿処理	221
第 1	対策内容と役割分担	221
第 2	詳細な取組内容	221
第 3 節	ごみ処理	223
第 1	対策内容と役割分担	223
第 2	詳細な取組内容	223
第 4 節	災害廃棄物処理	224
第 1	対策内容と役割分担	224
第 5 節	災害救助法の適用基準	225
第 1	対策内容と役割分担	225
第 2	詳細な取組内容	225
第 6 節	激甚災害法の指定基準	227
第 1	対策内容と役割分担	227
第 2	詳細な取組内容	227

第4部 災害応急・復旧対策計画（震災・火山編）

第1章	初動態勢	229
第1節	初動態勢	229
第2節	消火・救助・救急活動	240
第3節	応援協力・派遣要請	243
第4節	応急活動拠点の調整	250
第2章	区民と地域の応急対策	251
第1節	自助による応急対策の実施	251
第2節	地域による応急対策の実施	253
第3節	マンション防災における応急対策の実施	254
第4節	消防団による応急対策の実施	254
第5節	事業所による応急対策の実施	255
第6節	ボランティアとの連携	256
第3章	情報の収集・伝達	260
第1節	防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）	260
第2節	防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）	267
第3節	広報体制	273
第4節	広聴体制	276
第4章	二次災害・危険防止対策	277
第1節	公共施設等の応急対策による二次災害防止	277
第2節	危険物等の応急措置による危険防止	283
第5章	医療救護・保健等対策	293
第1節	初動医療体制等	295
第2節	防疫体制の確立	308
第3節	医療品・医療資機材の供給	312
第4節	医療施設の確保	318
第5節	行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等	319
第6節	火葬	325
第6章	避難者対策	328
第1節	避難誘導	328
第2節	避難所の開設・運営	335
第3節	動物救護	345
第4節	車中泊	347
第5節	ボランティアの受入れ	348
第6節	被災者の他地区への移送	349
第7節	帰宅困難者対策	351
第1	帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応	351
第2	事業所等における帰宅困難者対策	355
第3	駅周辺での混乱防止	359
第4	復旧対策	362
1	帰宅ルール等による安全な帰宅の推進	362

2	徒歩帰宅者の支援	364
第7章	物流・備蓄・輸送対策	366
第1節	飲料水の供給	366
第1	飲料水の供給	366
第2	水の安全確保	369
第3	生活用水の確保	370
第2節	食料・生活必需品等の供給	372
第1	備蓄物資の供給	372
第2	多様なニーズへの対応	374
第3	物資の調達要請	374
第4	炊き出し	378
第5	義援物資の取扱い	379
第6	燃料の供給	380
第3節	備蓄・調達物資の輸送	381
第1	物資の輸送	381
第2	輸送車両の確保	383
第8章	ライフライン施設の応急・復旧対策	385
第1節	水道	385
第1	応急対策	385
第2	復旧対策	386
第2節	下水道	387
第1	応急対策	387
第2	復旧対策	389
第3節	電気・ガス・通信等	390
第1	応急対策	390
第2	復旧対策	390
第4節	エネルギーの確保	391
第9章	公共施設の応急・復旧対策	392
第1節	公共土木施設等	392
第1	道路・橋梁	392
1	応急対策	392
2	復旧対策	398
第2	河川等	399
1	応急対策	399
2	復旧対策	400
第2節	鉄道施設	402
第1	応急対策	402
第2	復旧対策	402
第3節	公共施設の安全確保、施設の本来機能の回復	403
第10章	放射性物質対策	404
第1節	応急対策	404

第1	情報連絡体制	404
第2	都民・区民への情報提供等	404
第3	放射線等使用施設の応急措置	405
第4	核燃料物質輸送車両等の応急対策	406
第2節	復旧対策	409
第1	保健医療活動	409
第2	放射性物質への対応	409
第3	正確な情報提供	410
第11章	噴火降灰対策	411
第1節	情報の収集・伝達	411
第2節	交通・ライフラインの応急対策	413
第1	交通の応急対策	413
第2	ライフラインの応急対策	414
第3節	宅地等の降灰処理	415
第12章	ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	416
第1節	ごみ処理	416
第2節	トイレの確保及びし尿処理	418
第3節	災害廃棄物処理	421
第1	災害廃棄物処理	421
第2	災害廃棄物処理の実施	429
第13章	大規模事故対策	430
第1節	活動体制等	430
第2節	鉄道事故	431
第3節	道路・橋りょう事故	433
第4節	ガス事故	435
第14章	応急生活対策	437
第1節	被災建築物の応急危険度判定	437
第2節	被災宅地の危険度判定	440
第3節	被害に係る住家被害認定調査等	441
第4節	罹災証明書の交付	442
第1	罹災証明書の交付準備	442
第2	罹災証明書の交付	446
第5節	被災建築物の応急修理	448
第6節	応急仮設住宅の供給	450
第7節	区営住宅の応急修理	455
第8節	被災者の生活相談等の支援	456
第9節	被災者の生活再建資金援助等	457
第10節	職業のあっ旋	459
第11節	租税等の徴収猶予及び減免等	460
第12節	その他の生活確保	462
第13節	義援金の募集・受付・配分	463

1	義援金品の募集・受付	463
2	義援金の募集・受付・配分	463
第14節	中小企業への融資	467
第15節	応急教育	468
第15章	災害救助法の運用	471
第16章	激甚災害の指定	482
第1節	激甚災害制度	482
第2節	激甚災害に関する調査報告及び特別財政援助等の申請手続き等	483

第5部 災害応急・復旧対策計画（風水害編）

第1章	初動態勢	485
第1節	板橋区水防本部の組織・運営	486
第2節	板橋区災害対策本部の組織・運営	492
第3節	区職員の初動態勢	496
第4節	救助・救急対策	499
第5節	応援協力・派遣要請	501
第6節	防災機関の活動体制	501
第7節	ボランティア等との連携・協働	501
第2章	情報の収集・伝達	502
第1節	情報連絡体制	502
第2節	災害予警報等の伝達	505
第3節	被害状況等の報告体制	511
第4節	災害時の広報及び広聴活動	514
第3章	水防対策	519
第1節	水防情報	521
第2節	水防機関の活動	531
第4章	雪害対策	534
第1節	雪害に対する備え及び啓発	534
第2節	凍雪害対策の組織及び体制	535
第3節	除雪活動計画	539
第4節	除雪指定道路	540
第5節	大規模な雪害への対応	540
第5章	警備・交通規制	541
第1節	警備活動	541
第2節	交通規制	542
第6章	医療救護・保健等対策	543
第7章	避難者対策	546
第1節	避難体制の整備	549
第2節	避難指示等の判断・伝達	552
第3節	避難誘導	559
第4節	避難所の開設・運営	563
第5節	動物救護	563
第6節	車中泊	563
第7節	ボランティアの受入れ	563
第8節	被災者の他地区への移送	563
第9節	要配慮者の安全確保	564
第10節	広域避難	568
第11節	自主避難対策	572
第12節	帰宅困難者対策	572
第8章	物流・備蓄・輸送対策	573

第9章	ライフライン施設の応急・復旧対策	574
第1節	水道施設（都水道局 北部支所、板橋営業所）	575
第2節	下水道施設（都下水道局 西部第二下水道事務所）	578
第3節	電気施設（東京電力グループ 大塚支社）	580
第4節	ガス施設（東京ガス株式会社 北部支店）	582
第5節	通信施設	583
第10章	公共施設等の応急・復旧対策	584
第1節	公共土木施設等	584
第2節	鉄道施設	587
第3節	社会公共施設等	588
第11章	ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物 処理	590
第1節	ごみ処理	590
第2節	トイレの確保及びし尿処理	591
第3節	障害物の除去	592
第4節	災害廃棄物処理	593
第12章	応急生活対策	594
第13章	災害救助法の適用	595
第14章	激甚災害の指定	596

第6部 災害復興計画

第1章	災害復興の基本的考え方	597
第1節	復興の基本的な考え方	597
第2節	復興を進める基本的な枠組み	597
第2章	災害復興体制の構築	599
第1節	復興本部の設置	599
第2節	復興本部の役割及び災害対策本部との関係	600
第3節	復興本部の組織	601
第4節	復興本部の廃止	604
第3章	被害状況及び復旧・復興状況の把握	605
第1節	家屋・住家・宅地の被害状況の把握	605
第2節	区民の被害・被災後の生活状況の把握	605
第3節	公共施設等の被害状況の把握	606
第4節	まちの復旧・復興状況の把握	606
第5節	区民生活の再建状況等の把握	606
第4章	罹災証明書の交付	607
第1節	罹災証明書交付の準備	607
第2節	罹災証明書の交付	607
第5章	災害復興計画の策定	608
第1節	板橋区災害復興基本方針の策定	608
第2節	板橋区災害復興計画の策定	608
第6章	財政方針の策定	609
第1節	財政方針の策定	609
第2節	財源の確保	609
第3節	復興基金の創設	609
第7章	人的資源の確保	610
第8章	用地の確保・調整	611
第9章	災害廃棄物等の処理	612
第10章	広報・相談体制	613
第1節	復興関係広報の実施	613
第2節	被災者のための相談所の設置	613
第11章	学校教育	614
第1節	学校教育施設の再建	614
第2節	授業の再開等	614
第12章	文化・社会教育	615
第1節	文化・社会教育施設等の再建	615
第2節	文化財の復旧・復興支援	615
第13章	地域への支援	616
第1節	地域協働復興の推進	616
第2節	外国人への支援	616
第3節	ボランティア等や専門家との連携	617

第14章	消費生活	618
第15章	都市の復興	619
第1節	板橋区都市復興マニュアル	620
第1	目的	620
第2	位置づけ	620
第3	都市復興の流れ	621
第16章	住宅の復興	622
第17章	生活の復興	623
第1節	板橋区生活復興マニュアル	623
第1	板橋区生活復興マニュアルの目的	623
第2	生活復興に対する基本的な考え方	623
第3	板橋区生活復興マニュアルの範囲	623
第4	生活復興の体系	624
第2節	医療	625
第3節	福祉	625
第4節	保健	626
第5節	租税等の徴収猶予及び減免等	626
第6節	通信施設等の復旧活動	627
第18章	産業の復興	629
第1節	産業復興方針の策定	629
第2節	中小企業施策	629
第3節	観光施策	629
第4節	農業施策	629
第5節	雇用就業施策	630

第7部 南海トラフ地震編

1	概要	631
2	南海トラフ地震に関連する情報とは	631
3	都の対応方針	633
4	区の対応方針	633

計画構成における災害対策本部組織一覧(部単位)

「●」は各章の中において担当となる業務のある部となります。

目次構成	部	政策経営部	総務部※1	危機管理部	区民文化部	産業経済部	健康生きがい部※2	福祉部	子ども家庭部	資源環境部	都市整備部※3	土木部	教育部	区議会部
	班	政策企画班 財政班 広報班 IT班 施設経営班	総務班 人事班 契約管財班 給水・輸送班 受援統括班	情報統括班	物資班 地域振興班 区民施設班	給食・産業復興班	医療・保健対策班 衛生対策班 要配慮者班	避難所班	児童施設・救護班	環境整備班	都市整備・住宅班	土木班	教育庶務班 教育指導班 教育施設班 避難所施設班	議会班
第5部 災害応急・復旧対策計画(風水害編)														
第1章 初動態勢	485	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2章 情報の収集・伝達	502	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3章 水防対策	519			●								●		
第4章 雷害対策	534			●								●		
第5章 警備・交通規制	541			●										
第6章 医療救護・保健等対策	543		●	●	●		●							
第7章 避難者対策	546	●	●	●	●		●	●	●				●	
第8章 物流・備蓄・輸送対策	573		●	●	●	●	●							
第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策	574			●								●		
第10章 公共施設等の応急・復旧対策	584	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第11章 ごみ処理・トイレ確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	590			●						●				
第12章 応急生活対策	594	●	●	●	●	●	●	●	●		●		●	
第13章 災害救助法の適用	595	●		●										
第14章 激甚災害の指定	596	●		●										
第6部 災害復興計画														
第1章 災害復旧・復興の基本的考え方	597	●		●							●	●		
第2章 災害復旧・復興体制の構築	599	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3章 被害状況及び復旧・復興状況の把握	605	●		●	●	●		●	●	●	●	●		
第4章 罹災証明書の交付	607			●	●	●								
第5章 災害復興計画の策定	608	●		●							●			
第6章 財政方針の策定	609	●												
第7章 人的資源の確保	610		●											
第8章 用地の確保・調整	611	●	●								●			
第9章 災害廃棄物等の処理	612									●		●		
第10章 広報・相談体制	613	●												
第11章 学校教育	614												●	
第12章 文化・社会教育	615				●								●	
第13章 地域への支援	616				●									
第14章 消費生活	618					●								
第15章 都市の復興	619	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第16章 住宅の復興	622	●	●								●			
第17章 生活の復興	623	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第18章 産業の復興	629	●				●								
第7部 東海地震・南海トラフ地震編														
南海トラフ地震編	631	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※1 総務部には、会計管理室、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局を含む
 ※2 健康生きがい部には、要配慮者班として、障がい政策課、障害サービス課、生活支援臨時給付金担当課を含む
 ※3 都市整備部には、まちづくり推進室を含む

計画構成における災害対策本部組織一覧(政策経営部・総務部①)

「●」は各章の中において担当となる業務のある所管課となります。

目次構成	部	政策経営部						総務部 ※						
	班	政策企画班			財政班	広報広報班	IT班	施設経営班	総務班				人事班	契約管財班
	課	政策企画課	経営改革推進課	ブランド戦略担当課	財政課	広報広報課	IT推進課	施設経営課	総務課	区政情報課	男女社会参画課	会計管理室	人事課	契約管財課
第5部 災害応急・復旧対策計画(風水害編)														
第1章 初動態勢	485	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2章 情報の収集・伝達	502	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3章 水防対策	519													
第4章 雪害対策	534													
第5章 警備・交通規制	541													
第6章 医療救護・保健等対策	543													
第7章 避難者対策	546			●		●		●	●	●	●			●
第8章 物流・備蓄・輸送対策	573													●
第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策	574													
第10章 公共施設等の応急・復旧対策	584						●							●
第11章 ごみ処理・トイレ確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	590													
第12章 応急生活対策	594			●		●		●	●	●	●			●
第13章 災害救助法の適用	595				●									
第14章 激甚災害の指定	596				●									
第6部 災害復興計画														
第1章 災害復旧・復興の基本的考え方	597	●	●											
第2章 災害復旧・復興体制の構築	599	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3章 被害状況及び復旧・復興状況の把握	605	●	●				●							
第4章 罹災証明書の交付	607													
第5章 災害復興計画の策定	608	●	●											
第6章 財政方針の策定	609	●	●		●									
第7章 人的資源の確保	610												●	
第8章 用地の確保・調整	611	●	●											●
第9章 災害廃棄物等の処理	612													
第10章 広報・相談体制	613			●		●								
第11章 学校教育	614													
第12章 文化・社会教育	615													
第13章 地域への支援	616													
第14章 消費生活	618													
第15章 都市の復興	619	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第16章 住宅の復興	622	●	●				●							●
第17章 生活の復興	623	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第18章 産業の復興	629	●	●											
第7部 東海地震・南海トラフ地震編														
南海トラフ地震編	631	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※ 総務部には、会計管理室、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局を含む

計画構成における災害対策本部組織一覧(総務部②・危機管理部・区民文化部)

「●」は各章の中において担当となる業務のある所管課となります。

目次構成	部 班 課	総務部 ※						区民文化部						
		給水・輸送班		受援 統括班 監査委員 事務局	情報統括班		戸籍 住民課	各区 民事務 所	地域振興班		区民施設班			
		課税課	納税課		選挙 管理委 員会事 務局	防炎 危機管 理課			地域 防災支 援課	地域 振興課	各地 域セン ター	文化・ 国際 交流課	美術 館	スポ ーツ 振興課
第1部 総則	頁													
第1章 地域防災計画の概要	1					●								
第2章 板橋区の現状と被害想定	5					●								
第3章 河川、下水道等の整備概要	24					●								
第4章 被害軽減と都市再生に向けた目標(減災目標)	29					●								
第5章 複合災害への対応	34					●								
第6章 各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ	36					●								
第2部 区等の基本的責務と役割														
第1章 区等の基本的責務と役割	39	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3部 災害予防計画														
第1章 区民と地域の防災力向上	65					●	●			●	●	●		
第2章 水害予防対策	89					●	●							
第3章 噴火降灰事前対策	106					●	●							
第4章 安全な都市づくりの実現	108					●	●							
第5章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	128					●	●							
第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化	138				●	●	●			●	●	●	●	●
第7章 情報通信の確保	150					●	●							
第8章 医療救護・保健等対策	158					●	●							
第9章 帰宅困難者対策	166					●	●				●			
第10章 避難者対策	185					●	●							
第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進	202	●	●	●	●	●	●	●	●					
第12章 放射性物質対策	216					●	●							
第13章 区民の生活の早期再建	218					●	●	●	●	●	●			
第4部 災害応急・復旧対策計画(震災・火山編)														
第1章 初動態勢	229	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2章 区民と地域の応急対策	251					●	●			●	●	●	●	●
第3章 情報の収集・伝達	260	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第4章 二次災害・危険防止対策	277					●	●				●	●	●	●
第5章 医療救護・保健等対策	293				●	●	●	●	●					
第6章 避難者対策	328	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
第7章 物流・備蓄・輸送対策	366	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
第8章 ライフライン施設の応急・復旧対策	385					●	●							
第9章 公共施設の応急・復旧対策	392					●	●		●	●	●	●	●	●
第10章 放射性物質対策	404					●	●							
第11章 噴火降灰対策	411					●	●							
第12章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	416					●	●							
第13章 大規模事故対策	430					●	●							
第14章 応急生活対策	437	●	●			●	●	●	●	●	●			
第15章 災害救助法の運用	471					●	●							
第16章 激甚災害の指定	482					●	●							

計画構成における災害対策本部組織一覧(総務部②・危機管理部・区民文化部)

「●」は各章の中において担当となる業務のある所管課となります。

目次構成	部 班 課	総務部 ※						区民文化部						
		給水・輸送班		受援統括班		情報統括班		物資班		地域振興班		区民施設班		
		課税課	納税課	選挙管理委員会事務局	監査委員事務局	防災危機管理課	地域防災支援課	戸籍住民課	各区民事務所	地域振興課	各地域センター	文化・国際交流課	美術館	スポーツ振興課
第5部 災害応急・復旧対策計画(風水害編)														
第1章 初動態勢	485	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2章 情報の収集・伝達	502	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3章 水防対策	519					●	●							
第4章 雪害対策	534					●	●							
第5章 警備・交通規制	541					●	●							
第6章 医療救護・保健等対策	543				●	●	●	●						
第7章 避難者対策	546	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
第8章 物流・備蓄・輸送対策	573	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策	574					●	●							
第10章 公共施設等の応急・復旧対策	584					●	●		●	●	●	●	●	●
第11章 ごみ処理・トイレ確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	590					●	●							
第12章 応急生活対策	594	●	●			●	●	●	●	●	●			
第13章 災害救助法の適用	595					●	●							
第14章 激甚災害の指定	596					●	●							
第6部 災害復興計画														
第1章 災害復旧・復興の基本的考え方	597					●	●							
第2章 災害復旧・復興体制の構築	599	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3章 被害状況及び復旧・復興状況の把握	605					●	●			●	●			
第4章 罹災証明書の交付	607					●	●	●	●	●	●			
第5章 災害復興計画の策定	608					●	●							
第6章 財政方針の策定	609													
第7章 人的資源の確保	610				●									
第8章 用地の確保・調整	611													
第9章 災害廃棄物等の処理	612													
第10章 広報・相談体制	613													
第11章 学校教育	614													
第12章 文化・社会教育	615										●	●	●	●
第13章 地域への支援	616									●	●	●	●	●
第14章 消費生活	618													
第15章 都市の復興	619	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第16章 住宅の復興	622													
第17章 生活の復興	623	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第18章 産業の復興	629													
第7部 東海地震・南海トラフ地震編														
南海トラフ地震編	631	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※ 総務部には、会計管理室、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局を含む

計画構成における災害対策本部組織一覧(健康生きがい部②・福祉部)

「●」は各章の中において担当となる業務のある所管課となります。

目次構成	部 班 課	健康生きがい部 ※								福祉部				
		衛生 対策班		要配慮者班						避難所班				
		生活 衛生 課	長 寿 社 会 推 進 課	介 護 保 険 課	後 期 高 齢 医 療 制 度 課	お と し よ り 保 健 福 祉 セ ン タ ー	障 が い 政 策 課	障 が い サ ー ビ ス 課	生 活 支 援 臨 時 給 付 金 担 当 課	生 活 支 援 課	福 祉 事 務 所	板 橋	赤 塚	志 村
第5部 災害応急・復旧対策計画(風水害編)														
第1章 初動態勢	485	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2章 情報の収集・伝達	502	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3章 水防対策	519													
第4章 雪害対策	534													
第5章 警備・交通規制	541													
第6章 医療救護・保健等対策	543	●												
第7章 避難者対策	546	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第8章 物流・備蓄・輸送対策	573	●												
第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策	574													
第10章 公共施設等の応急・復旧対策	584	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第11章 ごみ処理・トイレ確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	590													
第12章 応急生活対策	594			●	●				●	●	●	●	●	●
第13章 災害救助法の適用	595													
第14章 激甚災害の指定	596													
第6部 災害復興計画														
第1章 災害復旧・復興の基本的考え方	597													
第2章 災害復旧・復興体制の構築	599	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3章 被害状況及び復旧・復興状況の把握	605								●	●	●	●	●	●
第4章 罹災証明書の交付	607													
第5章 災害復興計画の策定	608													
第6章 財政方針の策定	609													
第7章 人的資源の確保	610													
第8章 用地の確保・調整	611													
第9章 災害廃棄物等の処理	612													
第10章 広報・相談体制	613													
第11章 学校教育	614													
第12章 文化・社会教育	615													
第13章 地域への支援	616													
第14章 消費生活	618													
第15章 都市の復興	619	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第16章 住宅の復興	622													
第17章 生活の復興	623	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第18章 産業の復興	629													
第7部 東海地震・南海トラフ地震編														
南海トラフ地震編	631	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※ 健康生きがい部には、要配慮者班として、障がい政策課、障害サービス課、生活支援臨時給付金担当課を含む

計画構成における災害対策本部組織一覧(都市整備部・土木部)

「●」は各章の中において担当となる業務のある所管課となります。

目次構成	部 班 課	都市整備部 ※								土木部					
		都市整備・住宅班								土木班					
		都市計画課	建築指導課	建築安全課	住宅政策課	まちづくり調整課	地区整備課	鉄道立体化推進課	高島平まちづくり推進課	土木計画・交通安全課	管理課	工事設計課	みどり公園課	南部土木サービスセンター	北部土木サービスセンター
第5部 災害応急・復旧対策計画(風水害編)															
第1章 初動態勢	485	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2章 情報の収集・伝達	502	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3章 水防対策	519									●	●	●	●	●	●
第4章 雪害対策	534									●	●	●	●	●	●
第5章 警備・交通規制	541														
第6章 医療救護・保健等対策	543														
第7章 避難者対策	546														
第8章 物流・備蓄・輸送対策	573														
第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策	574									●	●	●	●	●	●
第10章 公共施設等の応急・復旧対策	584				●					●	●	●	●	●	●
第11章 ごみ処理・トイレ確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	590														
第12章 応急生活対策	594	●	●	●	●	●	●	●	●						
第13章 災害救助法の適用	595														
第14章 激甚災害の指定	596														
第6部 災害復興計画															
第1章 災害復旧・復興の基本的考え方	597	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2章 災害復旧・復興体制の構築	599	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3章 被害状況及び復旧・復興状況の把握	605	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第4章 罹災証明書の交付	607														
第5章 災害復興計画の策定	608	●	●	●	●	●	●	●	●						
第6章 財政方針の策定	609														
第7章 人的資源の確保	610														
第8章 用地の確保・調整	611	●	●	●	●	●	●	●	●						
第9章 災害廃棄物等の処理	612									●	●	●	●	●	●
第10章 広報・相談体制	613														
第11章 学校教育	614														
第12章 文化・社会教育	615														
第13章 地域への支援	616														
第14章 消費生活	618														
第15章 都市の復興	619	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第16章 住宅の復興	622	●	●	●	●	●	●	●	●						
第17章 生活の復興	623	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第18章 産業の復興	629														
第7部 東海地震・南海トラフ地震編															
南海トラフ地震編	631	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※ 都市整備部には、まちづくり推進室を含む

計画構成における災害対策本部組織一覧(教育部②・区議会部・関係機関)

「●」は各章の中において担当となる業務のある所管課となります。

目次構成	災害対策本部組織 (部、班、課)		教育部		区議会部	関係機関
	部	班	避難所施設班		議会班	
			区立幼稚園	区立小学校		
課				区議会議務局		
第1部 総則						
第1章 地域防災計画の概要		1				
第2章 板橋区の現状と被害想定		5				
第3章 河川、下水道等の整備概要		24				
第4章 被害軽減と都市再生に向けた目標(減災目標)		29				
第5章 複合災害への対応		34				
第6章 各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ		36				
第2部 区等の基本的責務と役割						
第1章 区等の基本的責務と役割		39	●	●	●	都(警察、消防含む)、関東地方整備局東京国道事務所万世橋出張所、東京管区気象台、自衛隊、日本郵便、NTT東日本、東日本旅客鉄道、東京電力グループ、東京ガス、首都高速道路、交通機関、医師会、事業者
第3部 災害予防計画						
第1章 区民と地域の防災力向上		65				都、(公財)板橋区文化・国際交流財団、消防署、住民防災組織等、NTT東日本、東京ガスグループ北部導管事業者、東京電力グループ大塚支社、都、警察署、東京管区気象台、東京労働局、日赤東京都支部、通信事業者、各放送事業者、首都高速道路東京西局、いたばし総合ボランティアセンター
第2章 水害予防対策		89				都、気象庁
第3章 噴火降灰事前対策		106				-
第4章 安全な都市づくりの実現		108				国、都、消防署、警察署、医療機関、日本エレベーター協会、所有者、管理者、東京管区気象台
第5章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保		128				都、警察署、関東地方整備局万世橋出張所、東日本高速道路、中日本高速道路、首都高速道路、消防署、各鉄道事業者、東京電力グループ大塚支社、東京ガスグループ北部導管事業者、ガス事業者、NTT東日本、各通信事業者
第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化		138				都、消防署、警察署、自衛隊、第三管区海上保安部、関東地方整備局、関係防災機関
第7章 情報通信の確保		150				消防署、各通信事業者、都、自衛隊、警察署、海上保安庁、関東総合通信局、東京電力グループ、各通信事業者、各鉄道事業者
第8章 医療救護・保健等対策		158				消防署、都、区薬剤師会、災害拠点病院等、東京都立病院機構、日赤東京都支部、区医師会
第9章 帰宅困難者対策		166				消防署、町会・自治会、連合会、事業者、学校等、駅及び大規模集客施設事業者、都、警察署、東京商工会議所、東京経営者協会、東京青年会議所、通信事業者
第10章 避難者対策		185	●	●		消防署、都、東京電力グループ大塚支社、東京ガスグループ北部導管事業者、警察署
第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進		202				都、警察署、事業者、消防署
第12章 放射性物質対策		216	●	●		都、消防署
第13章 区民の生活の早期再建		218				消防署、都、事業所
第4部 災害応急・復旧対策計画(震災・火山編)						
第1章 初動態勢		229	●	●	●	都、警察署、消防署、自衛隊、第三管区海上保安本部
第2章 区民と地域の応急対策		251				都、観光関連事業者等、住民防災組織、町会・自治会等、事業者、管理組合・マンションに係る自治会・自主防災組織等、警察署、消防署、東京ボランティア・市民活動センター、いたばし総合ボランティアセンター
第3章 情報の収集・伝達		260	●	●	●	警察署、消防署、各放送機関、都、第三管区海上保安本部、東京管区気象台、各通信事業者、関東地方整備局、関東地方測量部、関東総合通信局、東京ハイヤー・タクシー協会、自衛隊、日本郵便、各通信事業者、東日本高速道路、中日本高速道路、首都高速道路、鉄道事業者、東京電力グループ大塚支社、東京ガスグループ北部導管事業者、各放送機関、東京管区気象台、関東総合通信局、日本銀行
第4章 二次災害・危険防止対策		277	●	●		社会公共施設の管理者、都、東京消防庁、消防署、事業者等、関東東北産業保安監督部、警察署、防災事業所、東京都高圧ガス地域防協協議会、関東運輸局、第三管区海上保安本部、JR貨物、国
第5章 医療救護・保健等対策		293				区医師会、区歯科医師会、区薬剤師会、都、消防署、区柔道整復師会、医療ボランティア、日赤東京都支部、献血供給事業団、東京都立病院機構、自衛隊、警察署、第三管区海上保安部、消防団、都医師会、都歯科医師会、日本法医学会
第6章 避難者対策		328	●	●		警察署、消防署、都、日赤東京都支部、いたばし総合ボランティアセンター、国、各鉄道事業者、事業者、学校等、東京商工会議所、東京経営者協会、東京青年会議所、各通信事業者、各報道機関、集客施設及び駅等の事業者、鉄道事業者、関東運輸局、バス事業者、関東地方整備局、船舶事業者、日赤東京都支部
第7章 物流・備蓄・輸送対策		366				都水道局北部支所板橋営業所、事業者、都、農林水産省、関東農政局、関東経済産業局、警察署、消防署、関東運輸局
第8章 ライフライン施設の応急・復旧対策		385				都水道局北部支所板橋営業所、都水道局西部第二下水道事務所、東京電力グループ東京支社・大塚支社、東京ガスグループ北部導管事業者、ガス事業者、各通信事業者、日本郵便
第9章 公共施設の応急・復旧対策		392	●	●		警察署、都、関東地方整備局万世橋出張所、首都高速道路東京西局、東日本高速道路、中日本高速道路、関東地方整備局、第三管区海上保安本部、都水道局西部第二下水道事務所、各鉄道事業者、各施設管理者
第10章 放射性物質対策		404	●	●		都、都水道局、都下水道局、消防署、警察署、事業者等、国、第三管区海上保安本部、東京都立病院機構
第11章 噴火降灰対策		411				関東地方整備局万世橋出張所、東日本高速道路、中日本高速道路、警察署、各鉄道事業者、都水道局北部支所板橋営業所、都、国
第12章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理		416				都
第13章 大規模事故対策		430				都、防災機関、各鉄道事業者、関東地方整備局、東日本高速道路、首都高速道路、東京ガスグループ、消防署、警察署
第14章 応急生活対策		437				都、消防署、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社、区営住宅の指定管理者等、警察署、日赤東京都支部、東京都社会福祉協議会、東京労働局、日本郵便、各通信事業者、関東森林管理局、日本放送協会、日本赤十字社
第15章 災害救助法の運用		471				都
第16章 激甚災害の指定		482				都

計画構成における災害対策本部組織一覧(教育部②・区議会部・関係機関)

「●」は各章の中において担当となる業務のある所管課となります。

目次構成	部 班 課	教育部		区議会部	関係機関
		避難所施設班		議会班	
		区立幼稚園	区立中学校・小学校	区務局 区議会 区事	
第5部 災害応急・復旧対策計画(風水害編)					
第1章 初動態勢	485	●	●	●	気象庁、都、都下水道局、鉄道事業者等、消防署、警察署
第2章 情報の収集・伝達	502	●	●	●	警察署、消防署、都、その他の防災機関、NTT東日本東京北支店、各放送機関、東京管区気象台、関東地方整備局、自衛隊、日本郵便、各通信事業者、首都高速道路東京西局、東日本旅客鉄道東京支社、東京電力グループ大塚支社、東京ガスグループ北部支店、各放送機関
第3章 水防対策	519				関東地方整備局、都、消防署、消防団、水防管理団体
第4章 雪害対策	534				自衛隊、都、土木業者
第5章 警備・交通規制	541				警察署
第6章 医療救護・保健等対策	543				第4部第5章準用
第7章 避難者対策	546	●	●		都、関東整備局荒川下流河川事務所、警察署、気象庁、消防署、交通事業者
第8章 物流・備蓄・輸送対策	573				第4部第10章準用
第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策	574				都水道局、都下水道局、東京電力グループ大塚支社、東京ガス北部支店
第10章 公共施設等の応急・復旧対策	584	●	●		都、警察署、関東地方整備局東京国道事務所万世橋出張所、首都高速道路東京西局、都下水道局、関東地方整備局荒川下流河川事務所、各鉄道事業者
第11章 ごみ処理・トイレ確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	590				都、都下水道局、警察署、関東地方整備局
第12章 応急生活対策	594				第4部第15章準用
第13章 災害救助法の適用	595				第4部第16章準用
第14章 激甚災害の指定	596				第4部第17章準用
第6部 災害復興計画					
第1章 災害復旧・復興の基本的考え方	597				都、町会・自治会、まちづくり協議会
第2章 災害復旧・復興体制の構築	599	●	●	●	
第3章 被害状況及び復旧・復興状況の把握	605				
第4章 罹災証明書の交付	607				
第5章 災害復興計画の策定	608				
第6章 財政方針の策定	609				都、国
第7章 人的資源の確保	610				都、他区市町村
第8章 用地の確保・調整	611				
第9章 災害廃棄物等の処理	612				
第10章 広報・相談体制	613				都
第11章 学校教育	614	●	●		
第12章 文化・社会教育	615				
第13章 地域への支援	616				都、地域振興協議会、復興市民組織、いたばし総合ボランティアセンター
第14章 消費生活	618				
第15章 都市の復興	619	●	●	●	
第16章 住宅の復興	622				
第17章 生活の復興	623	●	●		日本郵便、NTT東日本、日本放送協会
第18章 産業の復興	629				都
第7部 東海地震・南海トラフ地震編					
南海トラフ地震編	631	●	●	●	都、国、各機関